

熊谷ゴルフクラブ 乗用カート利用約款

第1条 (本約款の目的)

この約款は、本クラブ乗用カート（以下「カート」と称します）の利用に対する基準を定め、もって、施設利用者及び施設就業者等の安全、並びに施設の保全を図り、かつ施設利用の充実を期すことを目的とします。

第2条 (本基準の遵守)

カートの運転者（以下「運転者」と称します）及び当該カートの同乗者（以下「同乗者」と称し、運転者及び同乗者を総称して「利用者」と称します）は、カート利用に関し、この約款を遵守する義務を負います。

キャディ付プレー・セルフプレーにかかわらず全て利用者が遵守する義務を負います。

第3条 (運転等の制限)

(1) カートは、ゴルフ場施設外で、利用運行することができません。

(2) カートは、署名手続きを経た約款承諾者の運転者以外の方が、運転あるいは操作することは出来ません。

第4条 (運転者の資格)

(1) 運転者は、運転免許を有する方に限ります。

(2) 次の事由ある方は、運転者となることができません。

- ・運転免許に条件が付されている場合に、当該条件を満たしていない方。
- ・酩酊、その他の事由により、正常な運転が困難な方。
- ・免許停止・紛失等により運転免許資格を所持していない方。

第5条 (運行責任者)

カートの移動又は停止、同乗者の乗り降り、その他のカート運行に関する事項は、係員が特に指示した事項を除き、運転者（運転者が複数の場合は運転担当者・以下同様）の責任において、これを行ってください。

第6条 (安全運転義務)

運転者は、カート運行に際し、周囲の状況に応じて当該カートの諸装置を確実に操作し、他人の人身に対する危害及び、施設に対する損害を及ぼさないよう操作方法に十分注意して運転操作をしてください。

第7条 (走行場所)

カートは、やむを得ない事情がある場合のほかは、専用のカート道路を走行してください。

コース内へのカート乗り入れはできません。その他、緊急の場合等は、ゴルフ場の指示に従うものとします。

第8条 (乗用カートの利用) 運転中の注意

利用者は、次の事項を遵守してください。

(1) カート走行中

- ・必ずシートに座り、手すりに掴まってください。
- ・カートから身体、衣服、用具（*特にゴルフクラブ）等が、はみ出さないよう留意してください。
- ・走行中の乗り降り、立ち乗りは危険ですので、おやめください。

(2) 歩行中

- ・カート道路の歩行は、避けてください。特に直前の横断は避けてください。
(カートセンサーは、人や物に反応致しません) 後方から来るカートには十分注意してください。
- ・カートは、リモコンで遠隔操作されますので、カートの前後には立たないでください。

- (3) キャディ付の場合
 - ・カートの操作はキャディがしますので、絶対に操作しないでください。
 - ・カートの電源・キー等に手を触れないでください。
- (4) セルフの場合
 - ・利用者は、リモコン、発進/停止ボタン以外の装置には、絶対に触れないでください。
 - ・カートの先送りは自分の見える範囲までとし、次のホールのティーインググラウンドまでは送らないでください。
 - ・カートの発進は、前後を確認し、必ず同乗者が座ったことを確認してから発進してください。
 - ・カートは、斜面、その他不安定な場所（水溜り・駐車禁止区域内）には停車させないでください。

第9条（利用の中止等）

（1）利用者に、次の事由がある場合には、事情に従い、当該利用者につき、運転を禁止し、カート利用を中止、あるいは施設の利用を中止していただくことがあります。

- ・運転者に、運転者の資格がないことが判明したとき。
- ・利用者に、この約款あるいは会則その他の規定に反する行為があったとき。

（2）前項の事由にかかるカートその他の利用者についても、事情に従い、前項の禁止ないし中止措置をとらせていただくことがあります。

第10条（貴重品及び携帯品等の責任）

ゴルフ用品を含む携帯品及び携帯品の管理は自己責任となります。破損、盗難等が発生した場合、当クラブは責任を負いかねます。

第11条（事故の場合の責任等）

利用者は、カートの運行に関し、故意又は過失により、人身に危害を及ぼし、あるいは施設（カート、その他の施設内の物品を含む）に損傷を及ぼす事故（以下「カート事故」という）を生じた場合には、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償して頂きます。